

飯山市告示第 35 号

飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

飯山市長 江沢 岸生

飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、エコアクション 21 の認証を取得する中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和 36 年飯山市規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコアクション 21 環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに定める規格に適合する環境マネジメントシステムを一般財団法人持続性推進機構（以下「機構」という。）が認証する制度をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者であつて、市内に事業所を有するものをいう。
- (3) 審査員 機構の実施するエコアクション 21 認証登録制度に基づくエコアクション 21 審査員をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) エコアクション 21 の認証を取得する中小企業者であること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、エコアクション 21 の認証を新規に取得するための審査に要する費用（審査人に係る交通費、宿泊費及び消費税を除く。以下同じ。）及び認証登録に要する費用とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条の規定により算定した補助対象経費（市内に存する事業に係るものに限る。）の総額の 4 分の 1 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、その額が 2 万円を超えるときは、2 万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市外に所有する事業所を含めて同時にエコアクション 21 の認証を取得した場合であつて、補助対象経費の総額を区分して算出することができないときは、当該同時に取得した全ての事業所に係る補助対象経費の総額を、各事業所の従業員（短時間労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）第 2 条に規定する短時間労働者をいう。）を含む。）の人数に応じて按分した額を補助対象経費の総額

とみなすことができるものとする。

（交付申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 認証を取得する事業所の事業概要が分かる書類
- (2) 審査申込書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 前項に規定する申請書は、登録審査受審前に行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（交付決定）

第7条 規則第6条に規定する決定の通知は、飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助事業等の変更等）

第8条 規則第11条の2第1項の補助事業等変更・中止（廃止）申請書は、飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）によるものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金実績報告書（様式第4号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) エコアクション 21 認証登録証の写し
- (2) 認証を取得したときに公表した環境活動のレポート
- (3) 補助対象経費の支出を証する書類の写し
- (4) 第5条第2項に該当するときは、各事業所の従業員数の内訳がわかる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（交付請求）

第10条 規則第14条の3の補助金等交付請求書は、飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第 1 号) (第 6 条関係)

飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金交付申請書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所 (所在地) _____
名 称 (企業名) _____
代表者名 _____ 印
電話番号 _____

飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、この補助金の交付申請の審査に当たり、当社税務資料その他について、市長が関係部局に報告を求めることに同意します。

記

市外事業所との 同 時 取 得	有 ・ 無		
審 査 予 定 日	年 月 日		
認証に要する経費	金 円		
補助金交付申請額	金 円		
添 付 書 類	1 認証を取得する事業所の事業概要が分かる書類 2 審査申込書の写し 3 その他特に市長が必要と認める書類 ()		
担 当 者 名 な ど	所 属 ・ 部 署		
	担 当 者 名		
	電 話 番 号	FAX 番号	
	E - m a i l		
備 考			

(様式第 2 号) (第 7 条関係)

飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金交付決定通知書

飯山市指令 第 号
年 月 日

様

飯山市長 印

年 月 日付で申請のあった飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

(様式第3号)(第8条関係)

飯山市エコアクション21 認証取得事業費補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所(所在地) _____
名 称(企業名) _____
代表者名 _____ 印 _____
電話番号 _____

年 月 日付飯山市指令 第 号で交付決定を受けた飯山市エコアクション21
認証取得事業費補助金について、変更(中止)したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更(中止)理由

(様式第4号)(第9条関係)

飯山市エコアクション21認証取得事業費補助金実績報告書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所 (所在地) _____
名 称 (企業名) _____
代表者名 _____ 印
電話番号 _____

年 月 日付飯山市指令 第 号で交付決定を受けた飯山市エコアクション21
認証取得事業費補助金について、下記のとおり完了したので、飯山市エコアクション21認証取得
事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

エコアクション21 認証・登録年月日	年 月 日	認証・登録番号	
エコアクション21 審査人氏名			
認証の取得に 要した経費	金 円		
補助金交付申請額	金 円		
添付書類	1 エコアクション21認証・登録証の写し 2 認証を取得したときに公表した環境活動のレポート 3 補助対象経費の支出を証する書類の写し 4 その他特に市長が必要と認める書類 ()		
担当者名など	所属・部署		
	担当者名		
	電話番号	FAX番号	
	E-mail		
備考			

(様式第 5 号) (第 10 条関係)

飯山市エコアクション 21 認証取得事業費補助金交付請求書

年 月 日

飯山市長 あて

申請者 住 所 (所在地) _____
名 称 (企業名) _____
代表者名 _____ 印
電話番号 _____

年 月 日付飯山市指令 第 号で交付決定を受けた飯山市エコアクション 21
認証取得事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義	